



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合  
発責 教育・広報部  
2021年9月13日 No.354

## 統括センター及び営業統括センターの 設置基準、業務内容等を明らかにする！

東日本ユニオンは9月7日、申第5号「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する第二次申し入れの団体交渉を開催しました。

### ○統括センター及び営業統括センターの設置基準を明らかにすること

- ・エリアごとの業務実態や規模、立地条件などを総合的に勘案し検討していく。
- ・設置に関しての基準や定量的なものはない。

### ○統括センター及び営業統括センターの範囲（距離、移動時間、社員数等）に基準はあるのか明らかにすること

- ・基準にはっきりしたものではなく「距離」「エリア」「利用者数」「社員数」などを見て、現地で勘案していく。
- ・効率化だけを求めておらず、異常時の駆けつけなど総合的に地域の特情を見て判断する。

### ○統括センター及び営業統括センターを設置する場合に首都圏、地方、新幹線、それぞれに考え方の違いがあるのか明らかにすること

- ・都市部は「営業統括センター」、それ以外は「統括センター」で検討している。
- ・地方でも中核都市があるため首都圏と地方に分けるのではなく、それぞれ検討していく。

### ○新幹線統括本部の乗務員区と各支社の駅を融合した現業機関を新設する考えがあるのか明らかにすること

- ・新幹線統括本部の乗務員区と各支社の駅を融合する場合は、構内の切り分けや支社境界などを変更しなければならないが、地域を見て設置の可能性はある。

### ○令和3年度末ダイヤ改正において、統括センター及び営業統括センターとして新設を予定する支社、現業機関を明らかにすること

- ・新設については現段階、検討中であり各支社で提案する。
- ・ダイヤ改正時に実施するのが効率的だが、必ずしもダイヤ改正時に行うわけではない。

### ○統括センター及び営業統括センターにおける労働基準法に関する事業場の考え方を明らかにすること

- ・統括センター及び営業統括センターについては、一つの事業場として取り扱う。

### ○統括センター及び営業統括センターの業務内容を明らかにすること

- ・これまでの硬直的な仕事の垣根を越えた柔軟な働き方を実現していくために、事業店舗業務などの事業分野や系統を越えた業務を行うこととなる。
- ・センター化により「できる」「できない」業務は状況を見て判断し、徐々に業務の融合の幅を広げていく。

### ○統括センターと営業所の違いを明らかにすること

- ・営業所は1つの職場ではあるが、一人ひとりに定められた担務があり、1つの業務のみ行う。
- ・営業所を残す場合もある。また、統括センター化や運輸区に分けるなど、業務の融合を主として発展した形をめざす。

### ○業務、組織、事業範囲の融合とはどのようなことが明らかにすること

- ・これまでの役割分担に捉われない柔軟な働き方を進め、成長意欲やチャレンジを具現化できるフレキシブルな組織で一人ひとりの活躍フィールドを拓げていく。
- ・組織の統合は業務の融合であり、役割分担に捉われなくなることで固定した仕事がなくなる。
- ・組織＝職場であり、エリア内の職場を1つにする。
- ・事業範囲の融合とは「IT・Suica サービス」と「生活サービス」の事業範囲の融合やグループ会社で行われている業務の一部をJR本体へ業務移管することなども検討している。

### ○「連携」と「兼務」の内容と相違点について明らかにすること

- ・社員の成長の視点から、これまでの硬直的な仕事の垣根を越えた系統や事業分野の業務の融合、兼務・連携を現行に留まらず、これまで以上に進めていく。
- ・「兼務」は人事発令を伴うものであり「連携」は職場同士のやり取りを行うものである。

### ○統括センター及び営業統括センターにおける業務の融合による安全対策について明らかにすること

- ・これまでの役割分担に捉われない柔軟な働き方の実現で、業務の融合による多角的視点により、安全・サービスは向上する。
- ・新たな安全対策はない。駅と乗務員で触車事故防止マニュアルなど違いはあるが、見直しなどは行わない。

### ○統括センター及び営業統括センターにおける融合する業務を全て明らかにすること

- ・統括センターは駅と乗務員区の融合であり、営業統括センターは複数駅の融合である。

### ○統括センター及び営業統括センターにおける事務、指導担当、計画担当、交番担当、また管理業務の業務を融合するのか明らかにすること

- ・業務の融合はあり得る。できる範囲で協力していく。
- ・乗務員経験がない駅の助役が、運輸区などの当直を行うこともある。
- ・指導業務、計画業務、交番担当などは、乗務員経験のある社員を指定する。

### ○統括センター及び営業統括センターにおけるもっぱら駅業務を担務としている社員と、もっぱら乗務業務を担務としている社員の融合する業務を明らかにすること

- ・もっぱら駅業務を担務としている社員は業務のイメージが今までより広がり、輸送サービス以外の業務が融合されることとなる。また、車内改札も行える。
- ・もっぱら乗務業務を担務としている社員は地域によって異なるが、日によって乗務員以外の様々な業務を行うことができるようになる。

### ○乗務員勤務における時間単位での柔軟な働き方について、乗務以外の業務を明らかにすること

- ・業務については、行路単位で指定する。
- ・基本的に「出札なのか」「改札なのか」定例的な業務を行路単位で指定して明確にしていく。

### ○統括センター及び営業統括センターと融合する支社機能を明らかにすること

- ・エリアごとの業務実態や規模、立地条件などを総合的に勘案し検討していく。
- ・一部支社機能を現場に置くことにより、お客さまの声を生で聞ける。最前線に立つことにより、サービスレベルの向上につながっていく。

### ○統括センター及び営業統括センターに兼務発令をすることがある社員の所属機関を明らかにすること

- ・兼務のケースは様々あり、エリアの実態を考えて兼務する。
- ・必要があれば全ての職場から兼務発令する。

### ○他の機関の社員を兼務発令する必要がある場合の考え方について明らかにすること

- ・目的は業務の融合であり、必要に応じて兼務発令を行う。
- ・要員の措置だけでの兼務発令は行わない。
- ・一人が複数の箇所に兼務になることもある。

### ○統括センター及び営業統括センターに所属している社員を他の機関に兼務発令する考えがあるのか明らかにすること

- ・エリアごとの業務実態や規模、立地条件等を総合的に勘案し、検討していく。

### ○統括センター及び営業統括センターに設備職場を融合する考えがあるのか明らかにすること

- ・今施策において、設備職場を融合する考えはない。

### ○設備部門、電気部門において統括センター及び営業統括センターと兼務する場合の業務内容を明らかにすること

- ・支社・グループ会社、車両センター、技術センターなどの社員の兼務・連携、業務の融合はこれまで以上に進めていく。
- ・兼務してまで行う内容すべてを想像できず、新たな業務については範囲が絞れない。例えるならば、除雪や技術的な開発の下支えなどになる。

### ○従来の営業系統と設備系統の保守区分について変更があるのか明らかにすること

- ・センター化されることによる保守区分の変更はないが、適正になるよう不断に見直しを検討していく。
- ・作業については当該職場以外の社員も行う。
- ・除草作業の主な区分は、駅と設備職場での作業としている。駅間は設備・電気職場。駅構内は駅の予算措置で行っているが、駅や乗務員が駅間の除草作業を行う可能性はある。
- ・動力車乗務員運転免許を持っている保線社員が乗務業務をすることはない。